

株主各位

神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

株式会社トリドール

代表取締役社長 粟田 貴也

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）24時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第23期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toridoll.com/>）において、修正後の事項を記載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要などにより緩やかに景気回復が進むなか、昨年末の新政権発足後は、経済対策、金融緩和への期待感から円高の是正や株価の上昇が進むなど景気回復に明るい兆しが見え始めたものの、实体经济の改善には至っておらず、先行きの不透明感は完全には払拭されないまま推移いたしました。

外食業界におきましても、消費者の生活防衛意識や節約志向は依然として強く、長引く消費の低迷や市場規模の縮小など、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社グループでは、国内におきましては、引き続き主力業態であります「丸亀製麺」を中心に139店舗を開店するなど、継続して新規出店に取り組むと共に、パブリシティによる露出機会の増加や積極的な商品施策を実施するなど、認知度および顧客満足度の向上とブランドの確立に向けた施策を実施してまいりました。

また、海外におきましては子会社による直営店の出店のほか、合弁会社およびフランチャイズ（以下、「FC等」という。）による出店を積極的に進め、新たに20店舗（うち、FC等17店舗）を出店するなど規模を拡大してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ151店舗（うち、FC等15店舗）増加して784店舗（うち、FC等18店舗）となりました。

当連結会計年度における業績は、売上高709億6百万円（前期比16.1%増）と高成長を維持したほか、営業利益70億45百万円（前期比4.5%増）、経常利益69億10百万円（前期比6.4%増）、当期純利益32億47百万円（前期比6.5%増）と高利益率を維持し、増収増益となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

丸亀製麺（セルフうどん業態）

丸亀製麺では、引き続き経営資源を集中させ、ロードサイド99店舗、ショッピングセンター内30店舗の計129店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は690店舗となりました。

この結果、売上高は646億30百万円（前期比17.3%増）となり、セグメント利益は106億80百万円（前期比11.4%増）となりました。

とりどーる（焼き鳥ファミリーダイニング業態）

とりどーるでは、店舗の増減はなく、当連結会計年度末の営業店舗数は22店舗となりました。

この結果、売上高は25億64百万円（前期比2.7%減）となり、セグメント利益は3億5百万円（前期比3.6%減）となりました。

丸醬屋（ラーメン業態）

丸醬屋では、5店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は17店舗となりました。

この結果、売上高は13億31百万円（前期比12.1%減）となり、セグメント利益は1億69百万円（前期比7.9%減）となりました。

長田本庄軒（焼きそば業態）

長田本庄軒では、新たに2店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は17店舗となりましたが、売上高は9億11百万円（前期比5.6%減）と減少し、セグメント利益は75百万円（前期比31.4%増）となりました。

その他

その他では、国内においては1店舗を閉店し、新たに8店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は16店舗となりました。

なお、その他の国内営業店舗には「麺屋通り」、「グリル三番館」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「とん助」、「まきの」などが含まれております。

海外においては、2店舗（うち、F C等2店舗）を閉店し、新たに20店舗（うち、F C等17店舗）を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は22店舗（うち、F C等18店舗）となりました。

なお、前期に直営店としていた中国の店舗（1店舗）については、運営会社が子会社でなくなったことに伴い、当期は「F C等」として表示しております。

この結果、売上高は14億68百万円（前期比70.7%増）となりましたが、海外での出店費用がかさんだこともあり、セグメント損失は3億54百万円（前連結会計年度はセグメント損失60百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は、丸亀製麺で129店舗（ロードサイド99店舗、ショッピングセンター内30店舗）、長田本庄軒およびその他で13店舗の、計142店舗を直営店にて出店いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に新規出店のための設備投資に充当することを目的として、長期借入金にて81億円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、連結子会社であった「東利多控股有限公司」の商号を「東利多和頤有限公司」に変更し、平成24年11月30日付で同社の株式の一部を売却したため、同社は持分法適用会社となりました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

① 国内基盤の更なる強化、収益性の向上

Q S Cの維持・向上、教育の充実等により既存店の強化を図ると共に、厳選した立地への出店、原価改善、エネルギーコスト上昇の抑制等により収益性の向上を図ってまいります。

② 国内における新業態・新市場の開拓

新業態・新市場の開拓により、新たな分野を組み入れた事業ポートフォリオを確立し、更なる事業の安定化を目指してまいります。

③ 海外展開の積極化、世界展開できるブランドの確立、発信

積極的に海外に出店し、次世代の成長エンジンとして位置付けていくと共に、世界に通用するブランドを確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況

区 分	第 20 期 平成22年 3 月期	第 21 期 平成23年 3 月期	第 22 期 平成24年 3 月期	第 23 期 (当連結会計年度) 平成25年 3 月期
売 上 高 (百万円)	38,929	48,835	61,075	70,906
経 常 利 益 (百万円)	4,724	4,567	6,497	6,910
当 期 純 利 益 (百万円)	2,260	2,019	3,050	3,247
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	11,523円93銭	51円47銭	77円75銭	82円70銭
総 資 産 (百万円)	25,374	31,718	39,731	45,105
純 資 産 (百万円)	7,816	9,456	12,106	14,978

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第21期から連結計算書類を作成しておりますので、第20期については、当社単体の数値を記載しております。
3. 当社は、平成21年6月18日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 当社は、平成23年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TORIDOLL USA CORPORATION	3,300千米ドル	100%	レストラン経営等
T o r i d o l l L L C	95,000千ルーブル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED	1,800千豪ドル	100%	レストラン経営等
東利多股份有限公司	52,500千台湾ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL KOREA CORPORATION	2,900,000千ウォン	100%	レストラン経営等
東利多控股有限公司	128,007,781香港ドル	100%	海外事業の統括管理

(注) 1. 当連結会計年度に設立された会社は次のとおりであります。

- ・ TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED (平成24年7月4日設立)
 - ・ 東利多股份有限公司 (平成24年7月30日設立)
 - ・ TORIDOLL KOREA CORPORATION (平成24年8月31日設立)
 - ・ 東利多控股有限公司 (平成24年9月21日設立)
2. TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED、TORIDOLL KOREA CORPORATIONおよび東利多股份有限公司は東利多控股有限公司を設立後、同社を通じての間接所有となっております。
3. 東利多股份有限公司は平成25年4月19日付で、台湾東利多股份有限公司に商号を変更しております。

(8) 主要な事業内容

セグメント	業 態	事 業 内 容
丸 亀 製 麵	セルフうどん	<p>本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手作り感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。</p> <p>(想定平均顧客単価：500円前後)</p>
とりどーる	焼き鳥ファミリーダイニング	<p>焼鳥屋ならではの炭焼きのおいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストランで、ご家族・ご友人で食卓を囲みながら料理を取り分けて楽しんでいただける、こだわりの串をはじめ、揚げたての唐揚げや旨味たっぷりの釜飯など、豊富なメニューを取り揃えた店舗です。</p> <p>(想定平均顧客単価：2,000円前後)</p>
丸 醬 屋	ラ ー メ ン	<p>特製醤油ダレに漬け込んだチャーシュー、メンマ、味付温泉玉子など、自家製にこだわったラーメンと自家製ぎょうざやチャーハンなどのセットメニューで好評をいただいているラーメン専門店です。</p> <p>(想定平均顧客単価：800円前後)</p>
長 田 本 庄 軒	焼 き そ ば	<p>神戸・長田の味である「ぼっかけ」(牛スジとこんにゃくの煮込み)を使った「ぼっかけ焼きそば」を主力商品とし、厳選した小麦粉とたっぷりの玉子を使ったこだわりの中太麺を店内で製麺する焼きそば専門店です。</p> <p>(想定平均顧客単価：600円前後)</p>
そ の 他	—	<p>国内店舗については、「麺屋通り」、「グリル三番館」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「とん助」、「まきの」等が含まれております。</p> <p>海外店舗については、7つの国と地域で直営店およびF C等にて出店しております。</p>

(9) 主要な拠点等

① 本 社 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

営 業 店 舗 セグメント別・地域別の店舗数は以下のとおりです。

セグメント	地域別店舗数	
丸 亀 製 麵	北 海 道	23店舗
	東 北	32店舗
	関 東	215店舗
	中 部	139店舗
	近 畿	135店舗
	中 国	60店舗
	四 国	19店舗
	九 州	67店舗
	小 計	690店舗
と り ど ろ	近 畿	22店舗
	小 計	22店舗
丸 醬 屋	北 海 道	1店舗
	東 北	1店舗
	関 東	3店舗
	中 部	2店舗
	近 畿	7店舗
	四 国	3店舗
	小 計	17店舗
長 田 本 庄 軒	関 東	9店舗
	中 部	1店舗
	近 畿	6店舗
	九 州	1店舗
	小 計	17店舗
そ の 他	北 海 道	1店舗
	関 東	6店舗
	中 部	5店舗
	近 畿	3店舗
	中 国	1店舗
	海 外	22店舗 (うち、FC等18店舗)
	小 計	38店舗 (うち、FC等18店舗)
営 業 店 舗 合 計	784店舗 (うち、FC等18店舗)	

② 子 会 社

名 称	所 在 地	店 舗 数
TORIDOLL USA CORPORATION	ホノルル	1店舗
T o r i d o l l L L C	モスクワ	1店舗
TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED	シドニー	—
東 利 多 股 份 有 限 公 司	台北	—
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	2店舗
東 利 多 控 股 有 限 公 司	香港	—

(注) 東利多股份有限公司は平成25年4月19日付で、台湾東利多股份有限公司に商号を変更しております。

(10) 従 業 員 の 状 況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
609名 [8,868名]	63名増 [1,451名増]	34.51歳	3.53年

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年齢および平均勤続年数は、当社単体の数値であります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,541
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,521
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,511
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,400
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	1,058
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,035
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	1,000

(注) 株式会社山陰合同銀行の借入金残高には、株式会社山陰合同銀行を幹事とする金融機関4社によるシンジケートローンの残高50百万円の一部が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 39,285,200株
- (3) 株 主 数 11,353名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
粟 田 貴 也	14,862,000	37.83
有 限 会 社 テ ィ ー ア ン ド テ ィ ー	5,880,000	14.97
粟 田 利 美	2,838,000	7.22
ビービーエイチフィデリティピュリタンフィデリティ シリーズイントリンシツクオポチュニティズファンド	1,150,000	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	589,800	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	512,900	1.31
ザチースマンハッタンバンク385036	366,600	0.93
ト リ ド ー ル 従 業 員 持 株 会	305,000	0.78
ジ ャ パ ン リ フ ィ デ リ テ イ	303,000	0.77
ア リ ア ケ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	300,000	0.76

(注) 当社は自己株式を保有していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

平成24年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき140,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年6月28日から平成34年6月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	260個	普通株式26,000株	3人
社外取締役	15個	普通株式1,500株	1人
監査役	60個	普通株式6,000株	3人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成24年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき140,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年6月28日から平成34年6月27日まで
- ⑤ 当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社使用人	3,339個	普通株式333,900株	482人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗田 貴也	
専務取締役	長 沢 隆	商品部、購買部、店舗システム部、店舗開発部および人事部担当
取締役	小 畠 義 昭	総務部長ならびに経理部および情報システム部担当
取締役	田 中 公 博	営業本部長
取締役	鈴木 邦 明	公認会計士鈴木邦明事務所所長、公認会計士 株式会社イーサーブ代表取締役 株式会社アドウェイズ監査役
常勤監査役	安 井 義 昭	
監査役	池 田 隆 行	池田隆行法律事務所所長、弁護士
監査役	日 野 利 泰	日野総合会計事務所所長、公認会計士 株式会社日野ビジネスコンサルティング代表取締役

- (注) 1. 取締役鈴木邦明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役日野利泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役田中公博氏は、平成24年6月28日開催の第22期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 当社は、取締役鈴木邦明氏、監査役安井義昭氏、監査役池田隆行氏および監査役日野利泰氏の各氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役日野利泰氏は、平成25年4月5日付にて「日野」より「梅木」に改姓しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 5名 132,260千円（うち社外取締役 1名 4,387千円）

監査役 3名 13,348千円（うち社外監査役 3名 13,348千円）

- (注) 上記報酬等の額には、平成24年6月28日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役3,432千円、監査役748千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容
取 締 役	鈴 木 邦 明	公認会計士鈴木邦明事務所	所 長
		株式会社イーサーブ	代 表 取 締 役
監 査 役	池 田 隆 行	池田隆行法律事務所	所 長
監 査 役	日 野 利 泰	日野総合会計事務所	所 長
		株式会社日野ビジネスコンサルティング	代 表 取 締 役

- (注) 1. 取締役鈴木邦明氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。
2. 監査役池田隆行氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。
3. 監査役日野利泰氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 木 邦 明	当事業年度における取締役会に23回中15回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	安 井 義 昭	当事業年度における取締役会に23回中23回、監査役会に7回中7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	池 田 隆 行	当事業年度における取締役会に23回中20回、監査役会に7回中7回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	日 野 利 泰	当事業年度における取締役会に23回中17回、監査役会に7回中7回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当該契約は、締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 36,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保する体制

(1) 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員（取締役および監査役をいう。）および従業員（一般従業員、契約社員、嘱託社員、パートナー社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものをいう。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【経営理念】ひとりでも多くのお客様に いつまでも愛され続ける 地域一番店を創造していこう。

当社は、この経営理念に基づき、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが経営上の重要な責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定める。また、今後とも内外環境の変化等に応じ、柔軟にこれを見直し、有効かつ適切な構築および運用に努める。

(2) 内部統制システムに関する基本方針

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役会は、原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および取締役会規程その他の社内規程に従い重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。なお、社外取締役の継続的選任により、かかる監督機能の向上を図る。
- b 監査役は、独立した立場で取締役の職務の執行を監査する。
- c 代表取締役社長に直属する部門として、内部監査室を設置し、内部統制の適切性および有効性を経営方針に照らして、独立した立場で検証および評価し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に資する。
- d 取締役および使用人は、『企業倫理憲章』および『トリドール行動基準』を基に行動する。
- e 法令および定款等に違反する行為が使用人が発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- f 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
- b 監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧に供する。
- c 取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - b リスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、全社的なリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
 - c 有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧および再発防止のための危機管理体制を整備する。
 - d 各部門および各店舗において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 中長期経営計画を策定し、全社的な経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
 - b 各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、事業部門別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
 - c 取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を整備する。
 - d 日常の業務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）の性質および規模に応じ、当該会社ごとに業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - b 子会社等は、関係会社管理規程の定める事項について当社の承認を求め、または、報告を行う。
 - c 子会社等についても当社内部監査室による監査の対象とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、専任の同使用人は置いていないが、必要に応じ内部監査室の使用人が監査役の監査を補助するものとする。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 同使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - b 専任の同使用人を置く場合は、当社の業務執行にかかる兼任はせず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役および使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、内部監査室長および会計監査人とも情報交換を行い十分なコミュニケーションを図る。
 - c 監査役会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および監査役会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じて安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては、平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 16円50銭
総額 648,205,800円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成25年6月11日

(注) 本事業報告に記載しております数値は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てその他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,525	流 動 負 債	14,962
現金及び預金	6,762	買 掛 金	1,784
営業未収入金	1,265	1年内返済予定の長期借入金	6,067
商 品	3	リ ー ス 債 務	175
原材料及び貯蔵品	169	未 払 法 人 税 等	1,632
繰延税金資産	480	賞 与 引 当 金	241
そ の 他	844	そ の 他	5,060
固 定 資 産	35,579	固 定 負 債	15,164
有形固定資産	23,189	長 期 借 入 金	10,962
建物及び構築物	17,093	リ ー ス 債 務	3,356
工具器具及び備品	2,319	資 産 除 去 債 務	791
リース資産	3,038	そ の 他	54
建設仮勘定	701	負 債 合 計	30,127
そ の 他	36	純 資 産 の 部	
無形固定資産	235	株 主 資 本	14,701
投資その他の資産	12,155	資 本 金	1,348
投資有価証券	246	資 本 剰 余 金	1,406
敷金・保証金	4,425	利 益 剰 余 金	11,947
建設協力金	5,406	その他の包括利益累計額	58
繰延税金資産	876	為 替 換 算 調 整 勘 定	58
そ の 他	1,217	新 株 予 約 権	217
貸倒引当金	△16	純 資 産 合 計	14,978
資 産 合 計	45,105	負 債 及 び 純 資 産 合 計	45,105

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	70,906
売上原価	17,622
売上総利益	53,284
販売費及び一般管理費	46,238
営業利益	7,045
営業外収益	
受取利息	98
その他	166
営業外費用	
支払利息	339
その他	59
経常利益	6,910
特別利益	
新株予約権戻入益	4
特別損失	
減損損失	638
子会社株式売却損	2
税金等調整前当期純利益	6,273
法人税、住民税及び事業税	3,289
法人税等調整額	△263
少数株主損益調整前当期純利益	3,247
当期純利益	3,247

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,318	1,375	9,234	11,928
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	30	30		60
剰 余 金 の 配 当			△608	△608
当 期 純 利 益			3,247	3,247
連 結 範 囲 の 変 動			73	73
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	30	30	2,712	2,773
当 期 末 残 高	1,348	1,406	11,947	14,701

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△24	△24	202	12,106
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		—	—	60
剰 余 金 の 配 当		—	—	△608
当 期 純 利 益		—	—	3,247
連 結 範 囲 の 変 動		—	—	73
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	82	82	15	98
当 期 変 動 額 合 計	82	82	15	2,871
当 期 末 残 高	58	58	217	14,978

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数……6社

連結子会社の名称……TORIDOLL USA CORPORATION

東利多控股有限公司

Toridoll LLC

TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED

TORIDOLL KOREA CORPORATION

東利多股份有限公司

当連結会計年度において、新たに設立したTORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED、TORIDOLL KOREA CORPORATION、東利多控股有限公司、長春東利多餐飲管理有限公司及び東利多股份有限公司を、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、平成22年11月に設立した「東利多控股有限公司」の商号を「東利多和頤有限公司」に変更し、当該株式の一部を譲渡いたしました。これにより、連結の範囲に含めていた東利多和頤有限公司並びに同社を通じて出資総額の100%を間接所有していた上海東利多餐飲管理有限公司、北京東利多餐飲管理有限公司及び長春東利多餐飲管理有限公司を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称等

持分法を適用した関連会社の数……1社

持分法を適用した関連会社の名称……東利多和頤有限公司

当連結会計年度において、東利多和頤有限公司の株式の一部を譲渡したことに伴い、東利多和頤有限公司を持分法の適用の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社については、決算日が連結決算日と異なるため、事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社6社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、1月1日から連結決算日である3月31日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……最終仕入原価法

原材料……主として最終仕入原価法

貯蔵品……主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……主として定率法（事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）を採用（リース資産を除く）しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

無 形 固 定 資 産……ソフトウェア（自社利用）

主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため計上しておりません。

- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ150百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 14,590百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 39,285,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	608	15.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	648	16.50	平成25年3月31日	平成25年6月11日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 328,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である営業未収入金、敷金・保証金及び建設協力金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき総務部を主管部門とし、主な取引先の信用状況について、定期的に把握する体制をとっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じた管理を行っております。

債務である買掛金は、原則として2カ月以内の支払期日となっており、取引先ごとに支払期日及び残高を把握することで、流動性リスクの低減を図っております。

借入金のうち、短期借入金は主に納税資金等に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内の借入期間）は主に設備投資に係る資金調達であります。金融機関から借入を行うにあたっては、変動金利の借入は金利の変動リスクに晒されているため、当該変動リスクを回避するために、原則として固定金利による借入を選択しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものについては省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,762	6,762	—
(2) 敷金・保証金	1,318	1,318	—
(3) 建設協力金	5,406	5,697	291
資 産 計	13,486	13,778	291
(4) 長期借入金	17,029	17,034	4
(5) リース債務	3,532	4,129	596
負 債 計	20,562	21,163	601

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金・保証金及び(3)建設協力金

これらの時価については、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金及び(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難である金融商品

敷金・保証金のうち、事業用定期借地契約等に係るもの以外の帳簿価額3,106百万円は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であるため、時価算定の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 375円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 82円70銭 |

重要な後発事象に関する注記

株式取得による会社等の買収

当社は、平成25年2月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である東利多控股有限公司を通じてDream Dining Corporationの全株式を取得することを決議し、平成25年4月3日に当該株式の譲受けを完了いたしました。

1. 株式取得の目的

今後の海外戦略において北米市場を重要な市場の一つと位置づけており、北米で日本食レストラン等を運営しているDream Dining Corporationを子会社化し、北米市場での事業拡大を図ることを目的としております。

2. 株式取得の相手先の名称

被取得企業の経営者及びその他の株主

3. 買収する会社の名称、事業内容、規模

- ① 被取得企業の名称……Dream Dining Corporation
- ② 事業の内容……米国及び香港における飲食業
- ③ 資本金の額……11,634千米ドル

4. 株式取得の時期

平成25年4月3日

5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- ① 取得する株式の数……14,230株
- ② 取得価額……4,500千米ドル
- ③ 取得後の持分比率……100%

6. 支払資金の調達及び支払方法

自己資金により充当

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,408	流 動 負 債	14,919
現 金 及 び 預 金	5,350	買 掛 金	1,772
営 業 未 収 入 金	1,264	1年内返済予定の長期借入金	6,067
商 品	3	リ ー ス 債 務	175
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	163	未 払 金	1,481
前 払 費 用	655	未 払 費 用	1,892
繰 延 税 金 資 産	480	未 払 法 人 税 等	1,632
そ の 他	490	未 払 消 費 税 等	346
固 定 資 産	36,799	賞 与 引 当 金	240
有 形 固 定 資 産	22,931	設 備 関 係 未 払 金	1,133
建 物	15,442	そ の 他	175
構 築 物	1,549	固 定 負 債	15,164
工 具 器 具 及 び 備 品	2,291	長 期 借 入 金	10,962
土 地	36	リ ー ス 債 務	3,356
リ ー ス 資 産	3,038	リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	47
建 設 仮 勘 定	573	資 産 除 去 債 務	791
無 形 固 定 資 産	234	そ の 他	7
ソ フ ト ウ ェ ア	167	負 債 合 計	30,084
電 話 加 入 権	2	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	64	株 主 資 本	14,905
投 資 其 他 の 資 産	13,633	資 本 金	1,348
関 係 会 社 株 式	1,667	資 本 剰 余 金	1,406
関 係 会 社 出 資 金	245	資 本 準 備 金	1,406
長 期 前 払 費 用	1,073	利 益 剰 余 金	12,150
敷 金 ・ 保 証 金	4,342	利 益 準 備 金	7
建 設 協 力 金	5,406	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,143
繰 延 税 金 資 産	876	別 途 積 立 金	7,279
そ の 他	38	繰 越 利 益 剰 余 金	4,864
貸 倒 引 当 金	△16	新 株 予 約 権	217
資 産 合 計	45,207	純 資 産 合 計	15,123
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	45,207

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	70,508
売 上 原 価	17,497
売 上 総 利 益	53,011
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	45,618
営 業 利 益	7,392
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	98
そ の 他	165
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	338
そ の 他	58
経 常 利 益	7,258
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4
特 別 損 失	
減 損 損 失	638
子 会 社 株 式 売 却 損	135
税 引 前 当 期 純 利 益	6,490
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,289
法 人 税 等 調 整 額	△263
当 期 純 利 益	3,464

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金				
		資 本 金 準 備 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	1,318	1,375	1,375	7	5,279	4,008	9,294	11,989
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	30	30	30				—	60
剰 余 金 の 配 当						△608	△608	△608
別 途 積 立 金 の 積 立	—		—		2,000	△2,000	—	—
当 期 純 利 益	—		—			3,464	3,464	3,464
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—		—				—	—
当 期 変 動 額 合 計	30	30	30	—	2,000	855	2,855	2,916
当 期 末 残 高	1,348	1,406	1,406	7	7,279	4,864	12,150	14,905

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	202	12,191
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	—	60
剰 余 金 の 配 当		△608
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—
当 期 純 利 益	—	3,464
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	15	15
当 期 変 動 額 合 計	15	2,932
当 期 末 残 高	217	15,123

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 商品……最終仕入原価法
 - (2) 原材料……最終仕入原価法
 - (3) 貯蔵品……最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……定率法(事業用定期借地契約による借地上の建物を除く)を採用しております。(リース資産を除く)す。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。
 - 無形固定資産……ソフトウェア(自社利用)
社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - 長期前払費用……定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
なお、当事業年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため計上しておりません。

5. 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ150百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,564百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
短期金銭債権 | 335百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2百万円
営業取引以外の取引による取引高	267百万円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	91百万円
未払事業税	125百万円
減価償却費	240百万円
減損損失	378百万円
資産除去債務	281百万円
リース資産	732百万円
未払金	212百万円
その他	169百万円
繰延税金資産合計	<u>2,232百万円</u>

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	174百万円
リース債務	701百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	<u>875百万円</u>

繰延税金資産の純額 1,356百万円

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産—繰延税金資産	480百万円
固定資産—繰延税金資産	876百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、製麺機・熟成庫及びPOSレジ等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東利多控股有限公司	直接100%	増資の引受 現物出資 役員の兼任	増資の引受(注1)	602	—	—
				現物出資(注2)	361	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 東利多控股有限公司が行った有償増資を引き受けております。

2. 当事業年度において設立した子会社のTORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED及びTORIDOLL KOREA CORPORATIONに対する投資を現物出資しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 379円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 88円20銭 |

[連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本]

独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

株式会社トリドール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶 二 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[会計監査人の監査報告書謄本]

独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

株式会社トリドール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

〔監査役会の監査報告書謄本〕

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

株式会社トリドール 監査役会

常勤監査役 安井 義 昭 ㊟

監 査 役 池 田 隆 行 ㊟

監 査 役 梅 木 利 泰 ㊟

(注) 常勤監査役 安井 義昭、監査役 池田 隆行、監査役 梅木 利泰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

なお、監査役 日野利泰は平成25年4月5日付にて梅木利泰に改姓しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

現任取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
1	あわ た たか や 栗 田 貴 也 (昭和36年10月28日生)	昭和60年8月 自営業（トリドール三番館開業） 平成2年6月 有限会社トリドールコーポレーション設立、 代表取締役社長 平成7年10月 株式会社トリドールへ組織変更、代表取締役 社長（現任）	14,862,000株
2	なが さわ たかし 長 沢 隆 (昭和27年7月2日生)	昭和53年7月 株式会社すかいらく入社 平成3年7月 株式会社レステム総務部長 (株式会社すかいらくからの出向) 平成4年9月 株式会社フロッジャボン取締役 平成7年6月 株式会社ビルディ事業部長 平成12年1月 同社常務取締役 平成15年4月 当社入社 平成15年6月 当社専務取締役業態企画開発部長 平成19年10月 当社専務取締役（現任） (当社における担当) 商品部、購買部、店舗システム部、店舗開発部および人事部 担当	278,700株
3	こ ばたけ よし あき 小 島 義 昭 (昭和25年7月28日生)	昭和44年4月 広島国税局採用 昭和50年2月 株式会社サト入社 平成4年6月 同社取締役 平成14年4月 サト運輸株式会社出向 平成14年6月 同社代表取締役 平成18年5月 当社入社 平成18年6月 当社取締役総務部長 平成22年12月 当社取締役総務部長兼経理部長 平成23年4月 当社取締役総務部長（現任） (当社における担当) 総務部長ならびに経理部および情報システム部担当	14,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
4	た なか きみ ひろ 田 中 公 博 (昭和45年7月10日生)	平成7年4月 東拓工業株式会社入社 平成17年1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社 平成20年4月 株式会社サンマルクホールディングス入社 平成20年9月 株式会社サンマルクカフェ出向 平成21年4月 同社取締役執行担当 平成22年6月 同社常務取締役 平成23年4月 当社入社 平成23年7月 当社営業本部長 平成24年6月 当社取締役営業本部長（現任） (当社における担当) 営業本部長	100株
5	オザ き くに あき 鈴 木 邦 明 (昭和23年2月26日生)	昭和44年7月 監査法人朝日会計社（現、有限責任 あずさ 監査法人）大阪事務所入社 昭和47年10月 公認会計士登録 平成7年6月 同法人代表社員 平成14年5月 公認会計士鈴木邦明事務所所長（現任） 株式会社イーサーブ代表取締役（現任） 平成17年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士鈴木邦明事務所所長 株式会社イーサーブ代表取締役 株式会社アドウェイズ監査役	14,100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木邦明氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 鈴木邦明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として会計財務に精通していることから、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。なお、鈴木邦明氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠社外監査役の選任は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
うめ だ ひろ あき 梅 田 浩 章 (昭和41年12月13日生)	平成6年10月 朝日監査法人(現、有限責任 あずさ監査法人) 入社 平成10年4月 公認会計士登録 平成16年8月 梅田浩章公認会計士事務所所長(現任) 平成16年9月 税理士登録 平成25年4月 株式会社イーサーブ代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社イーサーブ代表取締役 滋賀県米原市代表監査委員 不二精機株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梅田浩章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は補欠の社外監査役候補者梅田浩章氏が監査役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 梅田浩章氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、監査役就任後、公認会計士および税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化にいかしていただきたいためであります。

以 上

<MEMO>

株主総会会場ご案内図

会 場 神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
T E L 078-302-1111

最 寄 駅 神戸新交通ポートライナー「市民広場駅」下車徒歩3分

